

**令和元年 8月 13 日から 9月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨並びに  
台風第 19 号にかかる保育三団体被災地支援募金事業  
実 施 要 約**

**1. 目 的**

本事業は、名称を「令和元年 8月 13 日から 9月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨並びに台風第 19 号にかかる保育三団体被災地支援募金事業」（以下、「募金事業」という）とし、令和元年 8月から 9月の前線等に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む）による災害および、令和元年台風第 19 号の暴風雨による災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

**2. 実施主体**

募金事業の実施主体は、保育三団体協議会とする。保育三団体協議会は、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人 日本保育協会、社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会の三団体で構成する。

**3. 募金の期間**

募金の期間は、令和元年 11 月 12 日から令和 2 年 1 月 31 日までとする。ただし、状況に応じ保育三団体協議会で協議のうえ延長することができるものとする。

**4. 募金の管理**

募金の管理は、保育三団体協議会の令和元年度幹事団体である、公益社団法人 全国私立保育園連盟が専用の口座を開設して行う。なお、管理は公益社団法人 全国私立保育園連盟の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

**5. 募金の使途**

募金は被災地域の保育所等並びに保育組織、及び被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育所等の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育所等が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動および保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体協議会が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 保育三団体協議会が直接実施する事業費、振込み手数料等の事務に関わる経費  
ただし、募金総額の 5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体協議会が必要と認めた事業に要する費用

## 6. 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨並びに台風第 19 号により災害救助法が適用されている地域のうち、令和元年 8 月 13 日～令和元年 10 月 31 日までの期間において、被害を受けた保育所等が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) 令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨並びに台風第 19 号によって被害を受けたことを保育三団体協議会が認めた都道府県・指定都市等の保育組織
- (3) その他、上記に準ずる地域で保育三団体協議会が必要と認めたところ

## 7. 募金の配分決定

募金の配分決定は、保育三団体協議会のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

## 8. 事業の終了

本事業は、令和 2 年 3 月 31 日までに終了し、募金の全額を清算することとする。

## 9. その他

本要綱に定めのない事項については、保育三団体協議会で協議し決定することとする。

令和元年 11 月 8 日

東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
公益社団法人 全国私立保育園連盟

会長 小林公正

東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6 階  
社会福祉法人 日本保育協会

理事長 大谷泰夫

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田康